

HP ソフトウェア製品ライセンス契約の約款および保証の範囲

重要事項：

ソフトウェア媒体（フレキシブル・ディスク等）を開封する前に、下記のライセンス契約の約款を注意してお読みください。HPより供給されるソフトウェア製品（以下ソフトウェア製品という）の使用権は、ユーザ（以下被許諾者という）が下記のライセンス（使用権）を承諾することを条件としてのみ販売されています。

ライセンスの条件を被許諾者が承認できない場合は、パッケージを開封せずにそのまま販売先に注文の撤回または解約をお申し出ください。HPはそれを無条件で受け入れます。

ライセンス（使用権）契約の約款：

ソフトウェア製品に係る一括代金を支払うことにより被許諾者は次の条件のもとに製品を使用する権利を取得します。

- 1、当該製品は、パーソナル・コンピュータまたはワーク・ステーション1台のもとでのみ、期間の制限なしに使用することができます。
- 2、当該製品について、これを使用する各パーソナル・コンピュータまたはワーク・ステーションごとに、別個のライセンス契約と料金が必要となります。
- 3、当該製品は、安全対策またはプログラムエラーの検証を目的とする場合、または欠陥のある媒体の交換を目的とする場合を除き、複製物または翻案物を作成することはできません。この目的のために作られた複製物、翻案物には当該製品と同じ内容の著作権標示を行わなければなりません。
- 4、被許諾者は、ソフトウェア製品を逆アセンブルまたは逆コンパイルしてはならないものとします。
- 5、本ライセンスおよびソフトウェア製品は、HPからの文書による同意をもって第三者に譲渡することができます。ただし、その第三者が本ライセンス契約のすべての条件を承諾し、かつ被許諾者がソフトウェア製品の複製物または翻案物を何一つ所有していないことを条件とします。
- 6、本ライセンスの購入は、本ライセンス契約に特に規定されている事項を除いて、ソフトウェア製品にかかわる、かなる権利も被許諾者に譲渡するものではありません。ソフトウェア製品および関連印刷物は、著作物として保護の対象となります。当該ソフトウェア製品が、本パッケージにその名前が記載してある、HPとは独立の第三者であるソフトウェア・サプライヤによって開発された場合は、このサプライヤが当該ソフトウェアの著作権またはその他の所有権を有しています。被許諾者によるこれらの権利の侵害は、いかなるものであってもこのサプライヤから被許諾者が責任を問われることとなります。
- 7、HPは、契約違反の場合は本ライセンス契約を終結させる権利を有します。終結に際して、被許諾者は当該製品および一切の複製物または翻案物をHPに返却するか、または前もって同意を得たうえで、すべてのコピーを破棄したという証明書をHPに提出しなければなりません。

8、被許諾者が当該ソフトウェア製品を変更した場合、またはこれを他のソフトウェア・プログラムのなかに含めた場合は、このライセンスを終結するとともに、被許諾者は変更したプログラムから当該ソフトウェア製品またはそれにかかわる部分を取り除き HP に返却するか、あるいはそれを破棄したという証明書を HP に提出することに同意するものとします。